平成２２年（フ）第３２７号
広島県福山市丸之内２丁目13番７号
債務者　理容ナカイこと　中井　邦彦
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２４号
広島県福山市坪生町南３丁目６番12号
債務者　鷲野賢太郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第８４３号
石川県金沢市大友１丁目１番地　サンフィール303、申立時の住所高知県吾川郡いの町3265番地
債務者　川﨑三枝子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４６号
石川県金沢市大友１丁目１番地　サンフィール303
債務者　川﨑　康秀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２３号
高知市鴨部２丁目22番１－９号　西部ハイツ３－101
債務者　山﨑　朋博
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８８号
青森市旭町１丁目１番29号、申立時の住所青森市大字大野字山下118番地３
債務者　菊地　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
山口県下松市大字末武上941番地２
債務者　末廣さおり
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７３４号
熊本県熊本市島崎２丁目１番17号　メゾン森下102、申立時の住所熊本市本荘６丁目２番２号　オン・スクエア本荘80Ｅ
債務者　鎌田　愼希
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６４８号
和歌山市大谷114番地
債務者　林　　正明
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７９２号
愛知県岡崎市土井町字荒井乙49番地　コージーコートＢ－107、旧住所愛知県岡崎市明大寺町字東長峰24番地57　タートルヒルズ岡崎111
債務者　片浦　力男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１５６号
横浜市中区新山下１丁目４番６号　石井アパート２階６号室
債務者　中本　義之
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２６２号
横浜市南区別所２丁目21番20号　第２渋谷荘201
債務者　古賀　嘉孝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６６９号
大阪市福島区玉川２丁目４番13号
債務者　御門　義明
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５５号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目25番３－505号
債務者　高橋　治美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２５８号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目15番15号
債務者　渡邉　真弓（旧姓紀國）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２６７号
神奈川県鎌倉市植木66番地１　コープ鎌倉1005号
債務者　西山　晉介
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部